



Title	債券投資会計－ペイトン研究
Author(s)	菅原, 秀人
Citation	北海道大學 經濟學研究, 14(4), 111-132
Issue Date	1965
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31131
Type	departmental bulletin paper
File Information	14(4)_P111-132.pdf



債券投資会計

——ペイトン研究

菅 原 秀 人

1 はしがき

わがくに企業会計原則は貸借対照表原則五のFにおいて「投資は原則として取得原価で記載する」と規定し、この規定にかかわる企業会計原則注解は注17において「投資有価証券は、原則として、取得原価によって記載するが、（中略）長期保有の社債については、社債金額より低い価額で買入れた場合には、その差額に相当する額を償還期に至るまで每期一定の方法で貸借対照表価額に増額し、社債金額より高い価額で買入れた場合には、その差額に相当する額を償還期に至るまで每期一定の方法で社債の貸借対照表価額から減額することができる」と述べている。

しかしこの注17の後段に示されている社債の貸借対照表価額の増額または減額の具体的処理法については明らかでない。本稿はこの点をもふくむ債券投資会計にかんするペイトンの所説を検討することを目的とするものである。

なお、文献は主として Advanced Accounting (1941) および Asset Accounting (1952) によった。

2 額面金額どおりの投資の場合¹⁾

債券の保有者としては個人投資家をはじめ金融機関その他の機関投資家をあげることができる。ペイトンによれば、私的ならびに公的債券のかなり多

くの部分は個人投資家によって私有財産として保有されているといわれ、個人以外の投資機関としては保険会社、銀行、いわゆる投資信託会社および通常の信託会社のほかに、なお教育施設および教育財団もかなりの額の債券を保有している、という。さらにまた近年は、一般の会社が市場性ある有価証券、主として政府債券を運転資本の蓄蔵として大量に保有しているし、年金基金、保険基金および取替基金の形で会社の資産として保有されている債券も少なくない、という。

ところで保有する債券の会計上の取扱いはその保有の性質はもちろん、所有者のタイプによってもまたある程度異なる、とペイトンはいう。個人投資家の場合には主たる問題は所得税との関連において生ずるが、一般の会社や機関投資家の場合には所得税との関連ももちろん重要であるが、そのほかになお財務管理および日常の処理手続上の問題も生ずるのである。

まず額面発行の場合からみていこう。

債券はその発行日もしくはそれより後に、発行者から取得されることもあれば、組織化された金融市場を通じて、もしくは個人的商談によって以前の保有者から購入されることもある。それを取得した場合、債券投資勘定には法定手数料、ブローカーに支払われる手数料および当該投資と関連をもつことが明確な費用をふくむ全コスト（投資額）が借記されなければならない。債券は一般に現金支出によって取得されるので投資額の測定に困難はない。もしも現金以外の財産が投資された場合には、かかる財産の処分時における公正な市場価格が会計目的上、取得した債券の原初価額となるのである。

（設例1）

A投資会社がM社の債券を発行者から直接購入した。額面金額 100,000 ドル、投資額は額面金額どおりで、追加費用はない。

M 社 債 券	100,000ドル
銀 行	100,000ドル

この場合は額面金額で取得したので、契約上の利率（クーポン利率）はまた利回りでもある。この場合、年4%（半年2%）の利率であるとすれば第

1 回の未収利息の計上はつぎの仕訳によっておこなわれる。

未収債券利息	2,000ドル
受 取 利 息	2,000ドル

この利息が入金になれば、つぎのごとくなる。

現 金	2,000ドル
未収債券利息	2,000ドル

未収利息は、その発生と入金が同一会計年度に生ずるのであれば、それを計上しなくともよいわけであるが、未収利息の計上はしばしば必要とされるので、上記のような2段階の処理が正規の好ましい手続である。

(設例2)

M社の債券が5月1日付けで同日発行された。利息日は5月1日および11月1日である。この場合、投資側の会計年度が暦年であるとすれば、11～12月の利息を計上するためにつぎの仕訳が必要である。

未収債券利息	666.67ドル
受取債券利息	666.67ドル

(設例3)

A社はM社の債券をその名目的発行日以後に取得した。その取得価額が満期額(額面金額)プラス契約利率で計算された利息であったとすれば、その利息相当額は債券投資勘定から除去しなければならない。たとえば、債券は5月1日付けであるのに6月1日に発行された場合には、つぎのように処理される。

未収債券利息	333.33ドル
M 社 債 券	100,000.00
銀 行	100,333.33ドル

そして、11月1日にはつぎの仕訳が必要である。

(1)

未収債券利息	1,666.67ドル
受取債券利息	1,666.67ドル

5ヵ月間の利息の計上。

(2)

現金 2,000.00ドル
 未収債券利息 2,000.00ドル
 クーポン#1, 入金。

注) (1) W. A. Paton, W. A. Paton, Jr., *Asset Accounting*, 1952, pp. 143~5.

3 額面金額以下の投資の場合¹⁾

(a) 割引額の処理法

債券はしばしば満期額以下の価格で発行されることがあるし、また以前の保有者から額面割れの価格で取得されることもふつうである。かかる場合、問題は投資側の帳簿上、その割引額をどのように処理すべきかということである。一つの見解によれば、債券投資勘定はコスト、すなわち投資額で維持され、修正をおこなわない。そしてこの金額と、満期のさい（当該債券が満期日まで保有される場合）に償還される額面金額との差額は、これを償還年度の利益項目 (an item of income) として処理するのである。同様に、もし当該債券が満期日以前に販売等によって処分されるならば、その売上高のコストを超える額はその処分年度の利益 (a gain) として処理されることになる。

ところでこの手続は割引を発生基準ではなく、むしろ現金基準にもとづいて説明するのとかかわりがなく、とペイトンは主張する。この手続は、債券を満期日まで保有する積りのない投資家、あるいは割引額が蓄積計画 (a scheme of accumulation) の採用をほとんど必要としないほどに僅少の場合に、とくに擁護されるにすぎないのであるが、かかる非発生基準にもとづく処理法は内国歳入法の見解と一致する（ただし無利息連邦債は別である）、という。

いま一つの処理法（実務上あまりおこなわれていないのであるが）は、市場価格によって正規の再評価をおこなうことである。安定した利率と平穏な金融事情の時期に発行された短期の債券の場合には相場の動きは割引額の蓄

積計画にびったり照応するようである。他方、長期にわたってみると、債券価格は割引額の蓄積よりも市場の変動によってより多く影響をうけるのがふつうである。もっとも、非上場債券については相場を参照して再評価をおこなうことができないことはいうまでもない。

ところでペイトンによれば、信用度の高い社債の場合には、割引額の体系的な蓄積 (systematic accrual of discount) が唯一の正確な手続として強く支持するという。

(設例4)

I社はM社の利率4%の債券(償還期限10年、満期額100,000ドル)を92,205.42ドルで購入した。利息は半年ごとに支払われ、上記購入価格で半年ごとに複利計算すれば利回りは5%となる。

この場合、満期額と発行価額との差額7,794.58ドルはたしかに取得時の利益ではないし、また満期日に一括的に稼得されるものでもない。それは満期日に回収されるものではあるが、しかしながら当該債券の生涯にわたって発生する利息収益として説明することがより適切である、とペイトンは主張する。

I社は10年後に支払われる100,000ドルおよび半年ごとの2,000ドルの支払いが合計20回おこなわれる年金との総額140,000ドルにたいして92,205.42ドルを支払うのである。債券のコストと140,000ドルとの差額47,794.58ドルはあきらかに取引全体にもとづいて実現されるべき収益総額である。この金額のうち40,000.00ドルだけが満期日以前に回収され、残額7,794.58ドルは原初投資額とともに支払われる。収益のこの追加部分はしかしながら、満期日当日に忽然と現われるものではなく、反対に増価性債券勘定 (a growing security account) の形態での堅実な受取勘定として堆積するのである。稼得された利益の全額を每期入金するかわりに、投資側は最終利息日に支払われるべき金額のなかにそれが加算されるべきことの諒解において、かかる利息部分を発行会社が保留することを認めるのである。ペイトンによれば、非常に多くの場合、利息つき債券の原初発行価格にみられる割引額は満期額の

5%未満であるとされるが、これはクーポン利率と発行日の市場利回りの差がふつうは前記設例にみられる差よりも小さいことをいみする。²⁾

(b) 割引額の蓄積法

ペイトンによれば割引額の計上法には直線法 (straight-line method) と利息法 (interest method) がある。直線法は債券期間にわたって割引額を均等に配分する方法であって、計算が簡単であるという利点をもっている。この方法によれば利回りを参照する必要はなく、たんに当該債券の取得日から満期日までの会計期間数によって割引額を分割すればよいのである。したがって認識される年度利息収益はクーポン利息プラス直線法による割引額の配分額 (蓄積額) であり、債券期間中のどの年度も同じ手続が繰返される。ペイトンによれば、この法をして幾分反論すべきものとするのはあきらかにこの点であるという。何故かといえば、割引額の蓄積の結果、債券投資勘定が増価するにもかかわらず、収益額には変化がみられず、したがって投資の簿価にもとづいて稼得された報酬の率は年ごとに変化するという不合理な状態を招くからである。

直線法的蓄積にかわる主要な方法は利息法である。この方法によれば、実際の利回りが決定され、これが稼得される利息額の決定のために各会計年度のはじめに、債券投資勘定の簿価にたいして適用されるのである。そしてここに算出される金額と同期の名目的利息 (契約利息) との差額が割引額の蓄積分となるのである。この方法によれば債券投資額にたいする均一の利回りの表示を可能にし、かくして直線法に内在する欠陥をさけることができるのである。割引価格で取得された債券にかかわる一般的手続はつぎのごとくである。³⁾

(設例 5)

I社はM社の債券 100,000.00 ドル (額面金額) を92,205.42ドルで購入した。債券は1月1日付け、利息日は1月1日および7月1日。I社の決算日は6月30日および12月31日である。

1月1日

M社債券 92,205.42ドル
 銀行 92,205.42ドル
 債券の購入。

6月30日

未収債券利息 2,000.00ドル
 M社債券 305.14
 受取債券利息 2,305.14ドル
 当期稼得利息の計上（割引額蓄積分をふくむ）。⁴⁾

7月1日

現金 2,000.00ドル
 未収債券利息 2,000.00ドル
 クーポン入金。

12月31日

未収債券利息 2,000.00ドル
 M社債券 312.76
 受取債券利息 2,312.76ドル
 当期稼得利息の計上（割引額蓄積分をふくむ）。⁵⁾

この手続が10年間継続されて、債券投資勘定は満期額に達し、そして利回りが各年度とも同一になるように収益総額が配分計上されるのである。

つぎにペイトンは利息日の中間に割引価格で債券を取得した場合について言及する。

（設例6）

I社は3月1日にM社の債券（1月1日付け、利率4％、期限10年、満期額100,000ドル）を92,205.42ドルで取得した（利回り5％）。市場状況を不変とすれば3月1日の公正価格はつぎのごとく計算される。

1月1日価額	92,205.42ドル
割引額蓄積分（2ヶ月間）	101.71
クーポン利息（2ヶ月分）	<u>666.67</u>
3月1日価額	<u><u>92,973.80</u></u>

この計算にもとづくI社の債券投資にかんする仕訳はつぎのとおりである。

M 社 債 券	92,307.13ドル
債券利息対価	666.67
銀 行	92,973.80ドル

その後6月30日がI社の決算日とすれば、そのときに必要な仕訳はつぎのごとくである。

未収債券利息	1,333.33ドル
M 社 債 券	203.43
受 取 利 息	1,536.76ドル

7月1日(クーポン利息の第1回入金日)に、現金勘定に2,000ドル借記され、同額が未収債券利息勘定(1,333.33ドル)と債券利息対価勘定(666.67ドル)に分割貸記される。かくて、債券発行の遅延にもかかわらず、当初の利回り5%が維持されるわけである。I社はすでに経過した2カ月分のクーポン利息の対価を要求されるのであるが、1月1日に投資した場合と比較して1月1日以降の2カ月間、その資金を別途に利用しえたのである。⁶⁾

注) (1) W. A. Paton, W. A. Paton, Jr., *ibid.*, pp. 145~152.

(2) 前例では説明の便宜上、割引率を大きくしてある (*ibid.*, p. 147)。

ペイトンによれば、債券投資勘定には満期額を計上し、割引額を特別の控除勘定に計上すべきであるとする見解がみられるという。この処理法によれば、適切な勘定科目は「M社債券—満期額」および「M社債券—割引額」であり、後者の勘定には每期割引額蓄積分が借記されることになる。しかしながら、この処理法は推奨できない(発行会社においてはふつう、債券発行による債務を記録する場合に上記のごとき2勘定を用いるのであるが)、とペイトンは主張する (*ibid.*, p. 149)。

(3) 非常に多額の割引が利息の支払いおよび元金の償還を疑問視させるほどの発行会社の財政的欠陥を反映する場合には、当該債券の購入価格と満期額との差額を每期、利回りにもとづいて蓄積することは、手続として問題なしとしない (*ibid.*, pp. 145~7)。

(4) 割引額蓄積分 305.14 ドルはつぎの計算式によって算出される

$$92,205.42 \text{ ドル (債券取得価格)} \times 2.5 \% \text{ (半年利回り)} - 2,000 \text{ ドル (未収債券利息)} = 305.14 \text{ ドル}$$

(5) 第2期の割引額蓄積分 312.76 ドルはつぎの計算式によって算出される。

$$92,510.56 \text{ ドル (第1期の蓄積額だけ増価した債券投資簿価)} \times 2.5 \% = 312.76 \text{ ドル}$$

(6) 債券はときに、取得原価プラス契約利率による未収利息で評価されることが少なくない。もしこの方法が採用されるならば、3月1日の価額はつぎのごとくである。

1月1日の価額	92,205.42ドル
オーボン利息(2ヵ月分)	<u>666.67</u>
3月1日の価額	<u>92,872.09</u>

もしも市場状況が不変ならば、この計算法による場合、投資例にとっては101.71ドルの特別の節約あるいは追加的割引になるであろう。うすなわ、ちこの場合には発行者は正式の債券日から実際の発行日までの割引蓄積分について投資家に対価を要求しないわけであるから、投資側は5%の市場利回りを若干上まわる利回りで投資したことになるのである。この場合、投資側における理想的な手続は、9年10月カ月に割引総額7,794.58ドル(100,000ドル—92,205.42ドル)を蓄積できる正確な利回りを算出することである。しかしながら、もし1月1日に計算された5%の利回りを割引額蓄積計画をたてるさいに適用することがのぞまれるならば、3月1日の価額にふくまれるべき101.71ドルの特別の節約は、満期日までの118カ月にわたって直線法で各期に計上してもよい。この処理法によれば、3月31日には92,872.09ドルを支出し、6月30日にはつぎの仕訳がおこなわれる。

未収債券利息	1,333.33ドル
M社債券	206.88 ※
受取側券利息	1,540.21ドル

5%の利回りで4ヵ月間の割引額蓄積分を計上。

これよりもさらに正確性を期するためには、新しい利回りを計算せずに101.71ドルの追加割引額を3月1日からの118カ月にわたって、1月1日の価額と利回りで算出された割引額の蓄積分に比例して計上することである (ibid., p. 152)。

$$\begin{aligned} & \text{※ } 203.43 \text{ドル (前出)} + 3.45 \text{ドル (追加割引額 } 101.71 \text{ドル} \times \frac{4}{118} \text{)} \\ & = 206.88 \text{ドル} \end{aligned}$$

次年度には、312.76ドル (前出) + 5.17ドル (101.71ドル $\times$ $\frac{6}{118}$) = 317.93ドルとなる。

4 額面金額以上の投資の場合 1)

債券は額面金額以下、すなわち割引価格で取得される場合があることについては前節においてみたところであるが、債券はまた額面金額以上、すなわち割増価格で取得されることもある。ペイトンによれば、割増発行は近年ふつうみられるところであるという。

この割増発行（投資側からみれば、割増取得）はクーポン利率が市場状況によって要求される利回りよりも高い場合におこなわれるのである。すなわち、割増額は、クーポン利率が利回りと一致すると仮定した場合の年度利息（periodic amount）をクーポン利息（契約利息）が超過する額を利回りで計算した現在価値を表わすのである。したがって満期額を超えて投資された金額は、満期日に回収される金額で一括的にこれを償なうのではなくて、むしろ一連の利息受け取りの形で償なうべきことになる。このようなわけで、割増価格で債券を取得した場合には、毎年度の受取利息から、償なわれた割増額相当分を除去するように注意しなければならない。この部分はあきらかに資本の return であって利益ではないのである。

さて、割増額の実務上の処理についてであるが、これはしばしば債券の取得日のロスとして処理されてきた、とペイトンはいう。この処理性によれば、したがって利息として入金になる額はすべて収益として計上されるわけであるが、この処理法はあきらかに正確性を欠くという。他方また、当該割増額を満期日のロスとして処理する実務も同様に反論すべきものである、と彼は主張するのである。結局、唯一の健全な手続は、少なくとも長期保有者にとっては割増額を体系的な方法で取得日から満期日までの期間に配分（償却）することである、という。

（設例 7）

I 社はM社の債券（1月1日付け、利率5%、10年期限、額面金額100,000ドル）を108,175.72ドル（利回り4%）で取得した。

この場合、8,175.72ドルの割増額は当該債券の取得時においても、あるいはまたその後のいずれの時点においても、ロスでないことはたしかである。これはむしろ5%のクーポン利率がこの種の有価証券にたいして市場が要求するレベルよりも高いという事実にかんがみて、I社が同意するところの追加投資であり、これは債券期間中、発行会社のおこなう利息の支払によって償なわれることになる。したがって実際の利息額は契約にもとづいて入金になる150,000ドルと当該債券取得時の投資額108,175.72ドルの差額41,824.28

ドルである。そして入金になるクーポン利息総額 50,000 ドル (2,500ドル×20) が真実の利息額を超える金額は、投資家にたいする割増額の return にほかならない。それゆえ、投資側における適切な会計は每期利息の一部を割増金の償却 (amortization) にふりむけることであり、こうすることによって満期時の債券投資勘定はその日に入金になる金額をあらわすことになるのである。

つぎに割増金の償却法について、ペイトンは、直線法が簡単な方法であり、また租税目的上認められているのであるが、複利法 (compound-interest treatment) がより正確な処理法である、と主張する。

(設例 8)

利息日は 1 月 1 日および 7 月 1 日。I 社の決算日は 6 月 30 日および 12 月 31 日である (その他は前例どおり)。この場合、割増額の償却はつぎのごとくおこなわれる。

1 月 1 日	
M 社 債 券	108,175.72ドル
銀 行	108,175.72ドル
6 月 30 日	
未収債券利息および割増額	2,500.00ドル
受取債券利息	2,163.51ドル
M 社 債 券	336.49 2)
7 月 1 日	
現 金	2,500.00ドル
未収債券利息および割増額	2,500.00ドル
12 月 31 日	
未収債券利息および割増額	2,500.00ドル
受取債券利息	2,156.78ドル
M 社 債 券	343.22 3)

この仕訳にあきらかなように、債券投資勘定への貸記額は年々増加するのであるが、これは債券投資額が漸減するにもかかわらず、利息年金が定額であることから生ずるのである。

割増額の上述のごとき償却は割引額の蓄積と同様、ある場合には債券の市

場価格の変動に影響をもつかもしれないけれども、この見解はもちろん取引所に登録されている債券あるいは証券業者の店頭（取引所でなく）で容易に売買される債券にのみ適用できるにすぎない。債券価格の変動はかなり長期にわたってみれば、主として利回りの変動および借り手側の事情の変化によって影響されるものである。

つぎにペイトンは利息日の中間に割引価格で債券を取得した場合について言及する。

（設例 9）

I社はM社の債券を3月1日に取得、その他の事情はすべて前例と同じである。この場合、4%の利回りにもとづく3月1日現在の債券価額はつぎのとおりである。

1月1日の価額	108,175.72ドル
割増額の償却（2ヵ月分）	<u>112.16</u>
	108,063.56
クーポン利息（2ヵ月分）	<u>833.33</u>
3月1日の価額	<u><u>108,896.89</u></u>

おなじ計数は別の計算によっても得られる。

1月1日の価額	108,175.72
真実の利息（2ヵ月分）	<u>721.17</u>
3月1日の価額	<u><u>108,896.89</u></u> 4)

上記計算にもとづく仕訳はつぎのごとくである。

3月1日	
M社債券	108,063.56ドル
債券利息対価	833.33
銀 行	108,896.89ドル
6月30日	
未収債券利息および割増額	1,666.67ドル
受 取 利 息	1,442.34ドル
M社債券	224.33
7月1日	
現 金	2,500ドル

債券利息	833.33ドル
未収債券利息および割増額	1,667.67

以上のような債券投資勘定の評価によれば11月1日に決定した4%（半年2%）の利回りがえられることになる。債券保有者は正式の債券日以降経過した月数にたいするクーポン利息の前払い（この分は、第1回のクーポンが入金になったときに回収される）をするのであるが、しかし彼は1月1日に計算された割増額総額のうち、1～2月に該当する部分にたいしては投資をしないのである。もしも当該債券が1月1日現在価格プラス割増額償却の調整を経ない未収利息をもって評価されるならば、この場合には利回りは4%以下に低下するわけである。

注) (1) W. A. Paton, W. A. Paton, Jr., *ibid.*, pp. 152～5.

(2) 初年度の利息は半年2%の利回りを原初投資額108,175.72ドルに乗じて算出される。そしてこの金額とクーポン利息2,500ドルとの差額は割増額償却分(336.49ドル)をあらわす。

(3) 第2年度の利息は初年度と同様に2%を、いまや336.49ドルだけ減額した債券投資勘定残高に乗じて算出され、クーポン利息2,500ドルとの差額はこの年度の割増額償却分となる。

(4) 真実の利息は1月1日の価格に利回りを乗じて求められ、これはクーポン利息833.33ドルと割増額償却分112.16ドルとの差額をあらわす。

5 割引額および割増額の調整スケジュール₁₎

債券をその満期日まで保有する意図をもって割引価額もしくは割増価額で取得した場合には、割引額蓄積もしくは割増額償却にかんするスケジュールを作成することがのぞましい、とペイトンはいう。第1表は発行日に割引価額で取得したM社債券にかかわる割引額蓄積スケジュールの例示である。

（設例10）

M社債券、1652年1月1日付け、満期日1962年1月1日、満期額100,000ドル、クーポン利率4%、利息日1月1日および7月1日、債券取得日1952年1月1日、投資額92,205.42ドル、利回り5%、決算日6月30日および12月31日。

(第1表)

M社債券割引額蓄積計画

期 日	債券投資 勘定残高	稼得利息 ($A \times 2.5\%$)	入金利息 (額面金額 $\times 2\%$)	割引額蓄 積	割引額蓄 積累計
	A	B	C	D	E
	ドル	ドル	ドル	ドル	ドル
1952. 6. 30	92,205.42	2,305.14	2,000	305.14	305.14
1952. 12. 31	92,510.55	2,312.76	2,000	312.76	617.90
1953. 6. 30	92,823.32	2,320.58	2,000	320.58	938.48
1953. 12. 31	93,143.90	2,328.60	2,000	328.60	1,267.08
1954. 6. 30	93,472.50	2,336.81	2,000	336.81	1,603.89
1954. 12. 31	93,809.31	2,345.23	2,000	345.23	1,949.12

もし債券の取得日が債券日あるいは利息日と一致しないときは、上記スケジュールの第1期の計数は適用できない。たとえば債券が3月1日に2ヵ月分の割引額蓄積分101.71ドルおよび2ヵ月分のクーポン利息666.67ドルを加算した価額で取得された場合、最初の投資額は92,307.13ドル²⁾である。第1期の稼得利息はしたがって上記スケジュールに記された金額の2%, 1,536.76ドル、入金利息額(当該債券取得時までの経過月数に相当する利息対価分をのぞく)は、1,333.33ドルとなり、割引額蓄積分はしたがって、305.14ドルではなくて203.43ドルとなる。

第2表は割増額償却のスケジュールである。

(第2表)

M社債券割増額償却計画

期 日	債券投資 勘定残高	稼得利息 ($A \times 2\%$)	入金利息 (額面金額 $\times 2.5\%$)	割増額償 却	割増額償 却累計
	A	B	C	D	E
	ドル	ドル	ドル	ドル	ドル
1952. 6. 30	108,175.72	2,163.51	2,500	336.49	336.49
1952. 12. 31	107,839.23	2,156.78	2,500	343.22	679.70
1953. 6. 30	107,496.02	2,149.92	2,500	350.08	1,029.78
1953. 12. 31	107,145.94	2,142.92	2,500	357.08	1,386.86
1954. 6. 30	106,788.86	2,135.78	2,500	364.22	1,751.08
1954. 12. 31	106,424.63	2,128.49	2,500	371.51	2,122.59

(設例 11)

M社債券, 1952年1月1日付け, 満期日1962年1月1日, 満期額100,000ドル, クーポン利率5%, 利息日1月1日および7月1日, 債券取得日1952年1月1日, 投資額108,175.72ドル, 利回り4%, 決算日6月30日および12月31日(紙面の都合で, 表をさきにした)。

注) (1) W. A. Paton, W. A. Paton, Jr., *ibid.*, pp. 155~7.

(2) $92.205.42 \text{ドル} (1月1日の投資額) + 101.71 \text{ドル} (2カ分の割引額蓄積分)$
 $= 92,307.13 \text{ドル}$

6 債務不履行債券の処理 1)

利息あるいは満期額が当該支払日に支払われない場合, その債券は債務不履行債券 (defaulted bonds) となる。かかる不履行が生じた場合には, 未收利息をもふくめて債券投資勘定の簿価を特別勘定に振替えることがのぞましく, またかなり多数のロスを蒙ったと信すべき理由がある場合には, その見積り額を控除勘定に貸記することがのぞまれるのである。ある場合には, 債務不履行は借り手側の一時的な財政的困難によるものであって支払いはやがてはじめられるかもしれない。またある場合には, 債務不履行は破産によるものであって, 更生もしくは清算がおこなわれるかもしれない。更生手続の期間中は, 不履行債券は管財人等に預託されることがあるが, このような場合, 投資側の帳簿上, 新規勘定の設定がとくに適切であると, ペイトンは述べている。

(設例 12)

I社は数年前にS社の5%利付き債券を額面金額で取得した(10,000ドル)。その後, ある年度の7月1日に支払うべきクーポンが不履行になった。もしI社がすでに過去半年間の利息をすでに計上していたとすれば, 不良資産 (sour assets) を分離計上するためにつぎの仕訳が要求される。

債務不履行S社債券および利息	10,250ドル
S社債券	10,000ドル
受取利息	250

また S 社が清算されることになり、同社の債券保有者にたいしては満期額の 50% だけが保障されることになった場合には、見残りロス 5,250 ドルがつぎのごとく計上される。

債務不履行債券ロス	5,250 ドル
債務不履行債券ロス引当金	5,250 ドル

債務不履行債券ロス引当金は S 社債券にたいする控除分をあらわすものであるから、財務諸表上、そのように記載すべきである。見残りロスは損益計算書の特別項目として、当期に控除しうる。もし、250 ドルの利息が見残りロスが認識されたその同じ年度に計上されたものであるならば、つぎのごとき反対仕訳がおこなわれることになる。

受取債券利息	250 ドル
未収債券利息	250 ドル

したがってこの場合、特別ロスは 5,250 ドルではなくて 5,000 ドルとなるわけである。

ところで債務不履行債券が上場債券である場合には、相場の低落が計上すべきロスを見積るさいの基礎となり得る、とペイトンはいう。

つぎに、当該債券にかんする最終的決済がおこなわれたときに確定する実際のロスは見積り額とは一致しないであろうから、その場合の処理はつぎのようにおこなわれる。

(設例 13)

その後の会計年度において S 社の清算が完了し、I 社は清算額のわけ前として 5,700 ドルの小切手をうけとった。

現 金	5,700 ドル
債務不履行債券および利息ロス引当金	5,250
債務不履行債券および利息	10,250 ドル
債務不履行債券精算利得	700

上記仕訳は、債務不履行が生じた年度におこなわれたロスの見積りが 700 ドルだけ多すぎたことをあらわしている。しかし見積りロスの全額は過年度に控除されているのであるから、債券投資の正味簿価をこえる回収額は、そ

の回収年度の利得となるのである。2)

注) (1) W. A. Paton, W. A. Paton, Jr., *ibid.*, pp. 164~6.

(2) 銀行ならびに有価証券業者をのぞき、会社および政府等公共団体によって発行された債券を保有している一般投資家は、当該債券がまったく無価値 (wholly worthless) になった場合にのみ、その見積りロスを租税目的上控除として処理できる (*ibid.*, p. 166)

7 債券の時価評価 1)

さきにもみたごとく、上場債券の市場価格は主として利率の変動と借り手側の財務事情および見透しの変化によって影響をうけるのであるが、この市場価格を会計上どのように取扱うべきであるか、これがこの節の問題である。

ペイトンは、債券投資の評価基準としては原価が望ましい、と主張するのであるが、しかし市場価格を無視しえない場合があることを指摘している。たとえば、市場性ある有価証券にたいして一時的に投資した会社では、貸借対照表上、当該債券勘定を市場価格で計上するし、かりに債券勘定そのものが修正されないでも、市場価格をカッコづき、あるいは脚注の形式で表示することは、つねに良き実務と考えられている、という。さらにまた市場価格が原価よりもいちじるしく騰落した場合は原価が財政状態の表示にたいしてほとんど意味をもたないこともあきらかである。かかる場合にあくまでも原価を固執することは財政状態の記録としての意味を否定するものであることは明白なことなのである。したがってたとえば、市場価格の暴落の場合に、債券の市場価格の低落を示すための評価勘定が設定され、一方では実現ロスとしてではなくて債券勘定の相殺 (an offset) として、他方では投資側の資本あるいは剰余金勘定の控除 (a contra) としての修正記入をおこなうことはたしかに反論すべきことではない、という。

同様に保有債券のいちじるしい増価の場合にも、適当な標示のもとに事情の変化について報告することは推薦できることである。2) すなわち、ペイ

トンによれば市場性ある債券を保有する投資家の財政状態は他の有価証券を保有する投資家の財政状態と同様に、その保有する債券の実現可能価値の変動によって非常に明白に影響をうけるのであって、かかる事実にたいして会計士が目を閉じる理由は見当らないという。

ところで、長期にわたりかなり大量の債券を保有する投資家の場合には、市場価格の変動が投資家の政策に影響をもたないかぎり当該価格変動を認識するために債券勘定の修正をおこなうことは、ほとんどもしくは全く根拠がないとしばしばいわれている。しかしペイトンによれば、この見解は十分に堅実であるとはいえないといわれる。うたがいもなく市場価格は長期保有者にとっては短期保有者の場合よりも関心がもてないし、ことに年金基金や保険基金などによって保有されている債券のように、その処分に明確な制限がつけられている場合にはそうである。しかしながら、市場価格は実務上あらゆる場合に財務管理にたいして何程かの意義および関連をもっているのである。第1に、市場価格は少なくとも投資政策および意思決定が、それにもとづいておこなわれる情報の背景の一部となるのであり、価格の上昇あるいは下落は債券の長期的かつ制限された保有の場合でさえも、当該債券の処分に導くかもしれないのである。さらにまた年々の投資にかんする判断のさいには市場価格の参照が必要となるのである。したがって、特定の債券について実現する収益率を、受取利息を原価あるいは簿価にたいして適用することによって算定することは適切ではない。実際上有意義な利回りは、実現収益を現在の市場価格と比較することによって得られるのである。たとえば、ある保険会社が4%利付き債券を市場で80ドル（満期額）で購入したとする（割引額の蓄積の問題は捨象する）。この場合、もし4ドルのクーポン利息が80ドルの原価と比較されるならば、5%の利回りとなるわけであるが、もし市場利子率が低落して当該債券の市場価格が120ドルに騰貴したとすれば、この投資にたいする実際の利回りはわずかに $\frac{4}{120}$ 、すなわち $3\frac{1}{3}\%$ にすぎない。この場合の投資担当者は前者の計算がおこなわれることをのぞむであろうが、しかしこの場合5%よりも $3\frac{1}{3}\%$ の利率が重大な尺度となることは明白

であると、ペイトンはいうのである。

かくて、ペイトンはつぎのように主張する。すなわち、保有する上場債券の価格が投資側の簿価よりもかなり低く、または高く変動した場合には、投資側の記録および財務諸表においてこの事実には留意することは許されるだけでなく、望ましいことでもある。そのさい少なくとも貸借対照表においてカッ コづき、もしくは脚注で市場価格を表示するようにしなければならない。またこれよりも幾分正式な手続は補助勘定を設定して、そこに原価あるいは簿価と実現可能な市場価値との差額を計上することである。この手続は多数の会社によって採用されてきたところである。これは価値の増加を実現利益として取扱うことをいみしないし、また必ずしも収益にたいする見残りロスの賦課を必要ともしない。極端な場合にはさらに進んで、市場価格を *accountability* の基準として新たに認める（この場合、歴史的な原価資料を従属的地位におくことになる）ことが望ましい、と。3)

注) (1) W. A. Paton, *Advanced Accounting*, 1941, pp. 179~180. W. A. Paton, W. A. Paton, Jr., *ibid.*, pp. 166~9.

(2) 資産の簿価の増加修正にたいする一般的偏見に同調して、債券相場の上昇を示すために債券投資勘定を修正 (restate) しようとする傾向はほとんどみられない。しかしながら、相場がなり多額に、かつ継続的に簿価以下に低落している場合には債券投資勘定の直接的修正か、あるいは控除勘定 (a contra reserve) によって簿価を引下げることに賛成するものはいる (*ibid.*, pp. 166~7)。

30年代の不況時には、保険会社や大きな金融機関はその報告書において相場にもとづく修正をおこなうことには、つぎの理由で強く反対した。すなわち、そのような修正をおこなうことによって当該会社はたとえ法的にはそうでないとしても文字どおり破産しているようにみえること、そしてこのような公示が不信を買って、さらに事態を深刻にしてしまうからである。このことは、危局にさいしては会計報告書に当該会社のあるがままの実態を表示させることは容易なことではない、というに等しい。取引所における相場変動が、処分しようとはおもっていないし、また現在相場で全部売れることは多分ないような大量の債券を保有している個人や会社からはあまり重大視されないとしても、上場債券の市場価格は一般に、処分可能価値 (value available) の最も重要な証拠であって、すべての利害関係者がこのようにみているのである (W. A. Paton, *ibid.*, pp. 179~180)

(3) たとえば×鉄道会社債券 (満期額 100,000ドル) を 45,000ドルで取得。後に

事情の変化により当該債券価額が95,000ドルに上昇、市場状況からみてこの価額がかなりの期間維持されそうであるとした場合にはつぎの仕訳がおこなわれる。

×鉄道会社債券—市場価格の修正 50,000ドル

株 主 持 分—債券価格の上昇による修正 50,000ドル

この場合、貸方は未実現利益あるいは投下資本の修正とみられる (W. A. Paton, W. A. Paton, Jr., *ibid.*, p. 168)。

8 ペイトン説の検討

以上、債券投資会計にかんするペイトンの所説を考察してきたのであるが、その基本的主張の要旨はつぎのごとくである。

(1) 債券投資にかんする適切な会計基準は通常、取得原価であるべきこと。すなわち、当該債券が割引発行によるものであろうと、あるいはまた割増発行によるものであろうと（平價発行の場合にはまったく問題がない）、投資側の帳簿上、当該債券投資勘定はその発行価額（およびその取得のための直接的費用）をもって計上されなければならない、ということである。

(2) 債券が割引発行あるいは割増発行された場合、投資側（当該債券の取得者）はその発行価額と額面金額（満期額）との差額を適切に処理しなければならない。

会計上、割引額あるいは割増額を当該債券の取得時あるいは満期時の損益として処理する場合には、それは現金主義的思考に立脚した処理であって好ましくない。ペイトンによれば、発生主義的処理が必要であり、割引額あるいは割増額を債券期間にわたって配分計上すべきであると主張する。すなわち、割引額については毎期の蓄積が、また割増額については毎期の償却が要求されるのである。

(3) 割引額の蓄積法あるいは割増額の償却法については、ふつう直線法と複利法とがあるが、ペイトンによれば、債券投資額にたいして每期均一の利回りがえられる方法である複利法がより適切であるとされる。

(4) 債券投資の会計的処理においては以上のごとく、いっばんに原価基準を採用することがのぞまれるのであるが、しかし当該債券の市場価格（上場

債券の場合)をまったく無視できるかという点、場合によっては無視できない場合がある、という。たとえば、市場価格が取得原価よりも著しく騰貴または低落した場合に、取得原価のままでは投資側の財政状態の表示はほとんど意味がなくなる。通説によれば、市場価格が取得原価よりも低落した場合がとりあげられるだけで、逆に騰貴した場合は無視されるのであるが、ペイトンは低落の場合よりも、騰貴の場合にもまた何らかの方法でその事実を明示することが必要である、という。その方法としては、かかる事実の認識にたいして最も消極的な方法としてカッ コづき、あるいは脚注形式での表示法があるが、より積極的には評価勘定の設定による当該債券投資勘定の修正の方法があり、極端な場合には、市場価格を基準とし、取得原価を従属的地位におく会計に改める方法も認められる、と主張する。

以上がペイトン説の基本的な部分の要旨であるが、彼の以上の主張についてはつぎのごとき難点を指摘することができる。

(1) ペイトンは割引額あるいは割増額について每期その蓄積あるいは償却をおこなうべきことを主張し、その方法として直線法を排し、複利法の採用が妥当であることを説くのであるが、その論拠が必ずしも明瞭ではない。彼は債券投資勘定にたいする毎期の利回りの均一性の維持をその論拠としているのであるが、会計計算の原理として何故かかる利回りの均一性が要求されるのかという点については、まったくふれるところがないのである。彼は会計計算の原理としてそれを主張するかわりに、内部管理あるいは投資政策の問題として、もっぱらこの観点から利回りの均一性を主張しているようにおもわれる。

(2) 債券の市場価格が取得原価から著しく離反した場合には、これを会計的に認識することがのぞましい、とペイトンは主張するのであるが、その場合の論拠は、一つはもしそれを何らかの形で認識しなければ貸借対照表が財政状態の表示として無意味なものになるということであり、いま一つは内部管理あるいは投資政策の見地からもその会計的認識が必要であるということである。しかし彼の所説においては、カッ コづきあるいは脚注形式による表

示は最低の要求 (the least that should be done) ¹⁾ であって、たとえば低価主義にたいする彼の主張と比較するとき、債券の価格変動の事実認識にたいする彼の態度はより積極的である。²⁾

たんに債券価格の低落の場合をとりあげるだけでなく、その騰貴の場合にも同様にとりあげるべきこと、すなわち、低落の場合と騰貴の場合とでその会計的処理に差別をつけるべきでないという点では、わたしもペイトン説に賛成であるが、債券投資会計においてある場合には債券時価の影響を無視できないこと、したがってそれをたんにカッコつきあるいは脚注形式で表示するにとどまらず、さらに積極的に認識することがのぞましいとペイトンが主張する場合、その根拠が貸借対照表による財政状態の表示あるいは内部管理政策等に求められるかぎりにおいて、彼の動態的思考における一貫性の欠如が胚胎しているといわなければならないであろう。財政状態の表示や内部管理政策、財務政策等によって企業会計の原理あるいは制度が歪曲されるべきでないことは、たとえばリトルトンとの共著 ³⁾ においてあきらかなように、従来かれが強く主張してきたことであるからである。

注) (1) W. A. Paton, W. A. Paton, Jr., *ibid.*, p. 167.

(2) いま一つの、もう少し正式の手続は、原価あるいは簿価と実現可能市場価値との差額を計上すべき補足的勘定を設定することである (*ibid.*, p. 167)。

(3) W. A. Paton, A. C. Littleton, *An Introduction to Corporate Accounting Standards*, 1940.